

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 聖祥会

グループホームゆうかり

虐待の防止のための指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

グループホームゆうかり（以下「事業所」という）は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の未然防止・早期発見及び迅速かつ適切な対応を行います。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）虐待防止検討委員会の設置

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発の確実な防止策にするための対策を検討する「虐待防止検討委員会」を設置する。

（2）虐待防止検討委員会の構成

ア. 管理者（※虐待防止担当者を兼務する）： 清水梨絵

イ. 計画作成担当者： 堀切交子 竹ノ上めぐみ 瀬戸口ひとみ

ウ. 介護職員： 中元ミホノ 松下ゆかり

エ. その他管理者が必要と認める者（外部の専門家等）

※ 虐待防止担当者

管理者は介護職員の中から専任の虐待防止対策担当者を指名する。虐待防止対策担当者は、事業所における虐待を防止するための体制として、

委員会の運営、指針の整備及び職員研修を実施する。

（3）虐待防止検討委員会の検討項目

虐待防止委員会は、定期的（年2回）に開催するほか、必要に応じて開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

事業所の職員に対する虐待の防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底するため、以下の通り実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、虐待防止の基礎に関する教育を行う。

(2) 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に虐待防止委員会が作成する教材を用いた定期的な研修（年2回）を実施する。

(3) 記録の保管

研修の実施内容については記録し2年間保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村へ通報（報告）するとともに再発防止に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが明らかになった場合には、厳正に対処いたします。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者・家族、職員から虐待の相談を受けた職員は、管理者へ報告します。

(2) 管理者は、虐待を行っている（行った）職員やその他の職員への聞き取りを行い、虐待の事実を整理します。なお、必要に応じ利用者・家族への事実確認を行います。

(3) 虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、再発防止策を検討します。また、虐待の事実が確認されない場合でも、虐待と疑われたことは事実であり、虐待の未然防止のためにも防止策を検討します。

(4) 虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、今後の対応を職員に周知徹底します。

(5) 市区町村への通報(報告)は、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いあり」と判断した段階で行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者・家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情相談については、苦情相談受付担当者は、寄せられた内容について管理者に報告します。管理者は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、不利益が生じないようにします。

5. 「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」により適切に対応します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者・家族は、本指針を事務所備え付けのファイルで閲覧することができます。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3項に定める研修のほか、外部の虐待防止に関する研修にも参画し、研鑽に努めます。

(付)

この指針は、令和3年4月1日作成

令和5年3月31日 見直し
令和6年3月31日 見直し